

主な内容

- 2面 コロナアンケート結果
- 3面 やる気をひきだす雇用管理
- 4面 診察室の窓から

# 香川県保険医協会会報

発行所  
**香川県保険医協会**  
 〒760-0057 高松市旅籠町14番地8  
 TEL 087(802)1335  
 FAX 087(802)1336  
 e-mail:kkyoukai@kagawahik.com  
 発行人 **太田展生**  
 定価200円(会員の購読料は会費に含まれています)

## 第39回香川県保険医協会 定期総会を開催

### 2020年度活動計画・予算案等を採択



新理事を迎えて2020~2021年度の役員体制

香川県保険医協会第39回定期総会が6月21日(日)、香川県社会福祉総合センターで開催された。

例年は総会後に記念講演が行われるが、新型コロナウイルスの流行に伴い、今年も定期総会単独で開催されることとなった。

理事長太田展生による開会宣言後、議長に副理事長藤原高明が選出された。議事1として2019年度活動のまとめ報告、議事2として2019年度会計決算報告及び監査報告、議事3として2020年度活動計



画案、議事4として2020年度会計予算案が提案され、満場一致で採択された。引き続き議事5として2020~2021期の新役員選出の提案が行われ、従前の役員に加え綾坂則夫氏が理事に就任する議案が満場一致で承認された。総会決議の提案があり、全会一致で採択されたのち、太田理事長の閉会挨拶をもって閉会となった。

(高松市 白井広樹)

## 2020-2021年度 執行体制

理事長	太田展生(再)	医科(高松市)
副理事長	山下和彦(再)	医科(高松市)
副理事長	藤原高明(再)	医科(善通寺市)
副理事長	田中眞治(再)	医科(三木町)
副理事長	森仁志(再)	医科(三木町)
副理事長	小野耕資(再)	医科(高松市)
理事	蓮井宏樹(再)	医科(高松市)
理事	西川清(再)	医科(善通寺市)
理事	原田真吾(再)	医科(高松市)
理事	阿部正信(再)	医科(さぬき市)
理事	宮脇守男(再)	医科(高松市)
理事	氏家一成(再)	医科(善通寺市)
理事	高徳修一(再)	医科(さぬき市)
理事	三木寛(再)	医科(高松市)
理事	白井武寛(再)	医科(高松市)
理事	綾坂則夫(新)	医科(高松市)
顧問	三木登志也(再)	医科(東かがわ市)
顧問	梶木義照(再)	医科(高松市)
監事	森史郎(再)	医科(善通寺市)
監事	佐藤克哉(再)	税理士(高松市)

(敬称略)

## 主張

### すべての医療機関に

### 減収補填を求めます

メディアでは「アフターコロナ」ポスト「コロナ」など、

あたかも新型コロナウイルス感染症の終息の目途がたったかのようなキャンペーンが行われています。しかし、実際は新型コロナウイルス感染者数が再び増加しています。最近も、香川県内で2例目、岡山県では初めてのクラスター

感染が起きています。

これまでPCR検査が十分行われていなかったため数が増えている側面もありますが、これまできちんと必要なPCR検査を行っていただけ、今と同じくらい感染者があったのではないかと、この疑念も持ちます。

香川県保険医協会は、マ

スク不足問題を中心に会員FAXアンケートを行いメディアに公表し、大きな反響を得ました。5月度の保険医療収入についてのアンケート結果では、一病院は100%が減収、医科では9割以上、歯科では7割以上、合計して8割以上の医療機関で減収となり、3割近い減収として、香川県知事宛に「すべての医療機関の減収補填に関する要望書」を提出しました。

日本医師会も各都道府県10~20の医療機関の抽出調査で、外来ではマイナス17%

と公表しています。保団連が加盟する医療団体連絡会の記者発表で、住江憲勇保団連会長は、感染への恐れから医療機関の受診を控える患者が増えていることを指摘。「収入が2~3割減り、運転資金の不足を起しかねない状況。減収分を国庫で補填すべき」と語りました。

いま、多くの医療機関で、外来患者の減収で経営危機に瀕しています。この状態は医療機関の独自の努力で解決するものではありません。予測される第2波の感

染爆発時に第一線医療がその役割を果たさなければ、国民の健康を守る医療機関の本来の役割を果たすことはできません。

また、感染者に対応する市中病院をはじめ、基幹病院も役割を果たすことはできないでしょう。公立病院の多くも独立行政法人化により、簡単には公費の投入ができないような仕組みになっています。

「専門家のみなさまが」と言う文言で総理大臣から国民にメッセージが発信されてきた。2月末の学校休校、4月の緊急事態宣言、そして5月の解除など重要な方針が専門家会議の検討の後に決定された。専門家を集めて意見を聞くことは政策決定の上でこれまで各省庁が踏襲してきたことである。しかしこれまで経験したことのない事象に對峙したときにこれまで通りのやり方では通用しないのではと私は考える。医学研究の上でも一番確からしい証拠となるものは様々な集団を対象として仮説を立て調査研究しその結果を集めたものがレベル1であり、専門家の意見はレベル5で確からしさから言えば信頼性の低いものである。今からでも遅くない。地域や集団を設定して疫学的な仮説を立てそこから得られた信頼に足る結果を国民に示して欲しい。

「コロナ」の感染の第2波を迎えて緊急事態宣言や営業自粛の再開をとるかそれともGo toキャンペーンなど経済を回すことをとるかという二律背反の議論に国民を巻き込まないで欲しい。感染対策と同様に経済にも明らかな根拠に基づいた運営を政府の責任で行ってほしい。現在の様に各自自治体でのPCR検査陽性数を発表し、国民一人一人に新しい生活様式を勧めるのであれば政治の責任は軽いと言わざるを得ない。感染対策と経済も多くの政策を各省庁、自治体、国民から集め統合して国会で議論し、その確かな結果を国民の前に明らかにすべき時だと思つ。(眞)



# 新型コロナウイルス感染症による影響アンケート(第3弾)・5月診療分結果

## 大幅な減収が続く実態が明らかに 外来患者の減少は9割 保険診療は昨年比で25%の減収

### 実施概要

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う医療機関への影響、実態を把握するため、FAXによる緊急アンケート調査を実施してきた。

第3弾実施期間：6月18日～24日。実施対象：医科歯科開業会員(FAX送信登録先)医科179名、歯科193名、県内病院88病院計457。実施方法：FAX

送信し、FAXで回収。

※%は四捨五入により合計が100%にならない場合がある。

### 2. 主たる診療科(1)

#### 医科診療科

- ①内科：36(53.7%)
- ②精神科：2(3.0%)
- ③小児科：5(7.5%)
- ④外科：3(4.5%)
- ⑤整形外科：6(9.0%)
- ⑥皮膚科：0(0.0%)
- ⑦泌尿器科：0(0.0%)
- ⑧産婦人科：1(1.5%)
- ⑨眼科：4(6.0%)
- ⑩耳鼻咽喉科：3(4.5%)

### 2. 前年同月比(5月)と比較して

- ①5月外来診療分患者数(前年同期比)
  - 減った：96(91.3%)
  - 変わらない：4(3.8%)
  - 増えた：3(2.9%)
  - 無回答：2(1.9%)
- ②5月診療分保険診療収入(前年同月比)
  - 減った：90(86.5%)
  - 変わらない：7(6.7%)
  - 増えた：5(4.8%)
  - 無回答：2(1.9%)

⑫その他：7(10.4%)  
(⑪は歯科)

⑫その他は総合、総合病院、中核病院と記載が6医療機関。

2020年6月30日

香川県知事 浜田恵造 殿

香川県保険医協会 理事長 太田展生

### すべての医療機関の減収補填に関する要望書

貴職におかれましては、県民医療の確保のためご尽力しておられますことに敬意を表します。また、数度にわたる医療機関・福祉施設サージカルマスクの配布など、ご尽力いただいていることに感謝を申し上げます。

私たちは、香川県内の保険医・歯科保険医の団体です。この間、マスク不足や深刻な患者減・収入減など、会員等にアンケート調査を行い、貴職に要望や申し入れを行い、メディアにもデータを公表したところです。

今回、別紙のとおり、5月度の医療機関の実態について調査を行いました。

5月の外来患者数は昨年比で減少、昨年は大型連休の影響で診療日数が少なく、それとの比較でもさらに減少している点が特徴です。約9割の病院で15～30%減、医科診療所でも7割以上が15～30%減、歯科診療所では8割以上が15～30%減で、新型コロナウイルス感染症の医療機関への影響が大きく現れています。

収入面では病院は100%が減収、医科では9割以上、歯科では7割以上、合計して8割以上の医療機関で減収となり、3割近い減収です。この状態が続き、適切な支援がなければ、地域の第一線医療が壊滅的な状態になることも考えられ、国や県などの支援が必須であると考えます。

この間、感染患者を受け入れている病院への支援が強化された一方で、感染患者を受け入れていない病院・一般診療所への支援(減収補填)は見送られています。第一線医療を守り、新型コロナ感染症対応する医療機関の負担を軽減するうえでも、すべての医療機関への減収補填が求められています。地域医療を守り、医療崩壊を防ぐために、以下の施策の実現を強く要望いたします。

### 記

#### 【要望項目】

- 一、医療機関の保険診療減収分について、公費による補填を行ってください。
- 一、予想される感染流行に対する、マスク等の物品の確保を行ってください。

以上

⑬30%：54(56.3%)  
⑭50%：11(11.5%)  
⑮70%：5(5.2%)  
⑯8割の病院で15～30%以上減、医科診療所でも半数以上が15～30%減、歯科診療所でも4割以上が15～30%減となっている。

《減少率の平均》  
病院：24.6%  
医科診療所：25.7%  
歯科診療所：29.9%  
平均：27.0%

②5月診療分保険診療収入(前年同月比)  
減った：90(86.5%)  
変わらない：7(6.7%)  
増えた：5(4.8%)  
無回答：2(1.9%)  
病院では100%が減収、医科では9割以上、歯科では7割以上、合計9割近くで減収となっている。病院では感染への恐れ、面会制限への敬遠等により入院患者が減少している。

《減少率の内訳》  
0～15%：29(33.0%)  
16～30%：43(48.9%)  
31～50%：9(10.2%)  
51～70%：6(6.8%)  
71%以上：1(1.1%)  
病院では半数以上が15%以上の減収。病院の一般的な利益率は1～2%とされており、致命的な減収といえる。医科・歯科診療所では半数前後が15～30%の減収となっている。

《減少率平均》  
病院：17.6%  
医科診療所：24.9%  
歯科診療所：30.5%  
合計平均：25.5%  
収入の減少率は25～30%である。この状態が続く、国

や県の直接的な支援がなければ、地域の第一線医療機関が減少し、壊滅的な状態になることも考えられ、今後、感染爆発が起きれば、医療が成り立たない状態になる可能性もある。国や県などの支援が必須であると考えられる。

### 3. 今、お困りのことは何でしょうか。

- ①自身やスタッフの感染の恐れ(21.7%)、②受診控えによる患者の症状悪化(45.14.3%)、③消毒用アルコール、衛生材料等の不足、不安定供給、高騰(51.16.2%)、④医療機関経営の悪化(69.22.0%)、⑤現状の長期化の恐れ(77.24.5%)、⑥その他(41.3%)  
(発熱患者への対応、風評被害等)

マスクや消毒用物品の不足は改善しておらず、入手できたとしても価格が高騰しているため支出増の面でも経営に大きな影響を与えている。香川県では、経営への支援とともに、必要物品の確保などの対策が望まれる。

### 4. 香川県政、国政についてのご意見、ご要望(抜粋)

- ①香川県の要望、意見
  - ・県独自の医療機関への支援策の早急な具体化(病院)
  - ・呼吸器科の専門医による応援体制の構築(病院)
  - ・コロナウイルス専門病院の設立(病院)
  - ・アルコール、衛生材料の適正安定供給(医科診療所・歯科)
  - ・開業医にも防護服とフェイスシールドの配布を(医科診療所)
  - ・PCR、抗原検査の体制と

ルールの確立(病院・医科診療所)  
唾液検査を香川でも出来るように(医科診療所)

・インフルエンザ流行期に対する発熱外来等の設置。インフルエンザ検査の指針の作成(医科診療所)

・院所および職員への感染危険手当など財政的援助(医科診療所)

・感染症発生時のシミュレーションによる組織的対応訓練(医科診療所)

・今後、自粛期間中に子供を預けられる環境を整えてほしい(歯科)

②国への要望、意見  
・診療報酬の施設基準等のより一層の柔軟な取り扱い。  
・コロナ対応に伴い、施設基準等に適合しなくなり、収益が低下している(病院)

・医療機関向け財政的支援損失補填、経費補填(病院・医科診療所・歯科)

・国民を守る生活支援の基本的な取りくみをスピード感をもって実践してほしい(病院)

・ワクチン、抗ウイルス薬の早急な開発(病院・医科診療所)

・補助金の拡大。一律に補助(医科診療所)

・診療報酬をUPしてほしい。初診、再診料だけでも(医科診療所)

・デイケアの利用者減もある。利用者様への負担を増やさない方法での減収分補填(医科診療所)

・消費税減税(医科診療所)

・持続化支援金の基準の緩和。50%では差がありすぎる(医科診療所・歯科)

・地域医療構想の見直し、医



療・看護従事者の育成(医科診療所)

これまでの医療政策の失敗が今日のコロナで明らかに

ベットの増床が必要(医科診療所)

歯科受診を控える厚労省の通知の撤回(歯科)

すべて「やるやる」が言葉だけで遅すぎる。もつと国民のこころを考えた発言を(歯科)

※国・県に対して、その他意見

感染発生時の受け入れ体制の確保。マニュアル整備(パニック)が発生した時等(病院)

県政や事業者に対する国のバックアップがあまりに不

コロナ対策で増えた衛生材料は医療機関負担にならな

いような措置(医科診療所)

ル綿花(医科診療所) 集中して検査、治療をできる体制(医科診療所)

次期冬のインフルエンザ流行期にコロナ感染症が流行した場合の方針が確定しない点が問題(医科診療所)

新型コロナウイルスに対するワクチン、検査キット、治療薬の全医療機関への普及(医科診療所)

医療従事者自身が正しい知識を持つように努めてほしい。一時的な情報に惑わされないように(歯科)

歯科受診控えから検診へすすめてほしい(歯科)

各種行政指導は今年に限って中止に(歯科)

空気清浄機、体温測定自動検温(医科診療所)

# やる気を引き出す雇用管理

## 第148回 年休申請は1週間前までとして、問題ないか 時季変更権を行使できるか否かを判断できる最小限度の時間として合理性が必要

桂 好志郎

就業規則にて「年次有給休暇を取得しようとするときは、所定の用紙によりその期日を指定して1週間前までに届け出るものとする」と定めています。もちろん、これは原則であって、突発的な病気やけが、親族・近所の不幸などの場合は当日でも構わないことになってい

たのと、事前に把握してないとシフト調整などが難しくなるためです。これが法に触れることはないかどうかについておたずねします。

◆労基法の定めはないが、法の趣旨を損なわないよう 年次有給休暇の請求(時季指定)手続きについては、労基法に別段の定めがあるわけではありません。したがっ

て、労基法第39条の趣旨を損なわない範囲内で各医院の状況に応じてそれぞれ任意に一定の手続きを設ければよいのですが、その申込みを1週間前までとするのは、どうでしょうか。つまり、法第39条が使用者に時季変更権を付与している趣旨からすれば「事業の正常な運営を妨げる」客観的な事情があるかどうかを判断できる最小限度の時間があれば足りるかと考えられるからです。

判例では、労働協約により職員の変更に前々日の勤務終了時までに関係職員に通知することとされていた場合において、年次有給休暇の時季指定を原則として前々日までとする就業規則の定めは、時季変更権の行使についての判断の時間的余裕を与え、代替要員の確保を容易にし、時季変更権の行使をなるべく不要ならしめようとする配慮から出たものであり、合理的なものとして、有効であるとしています(昭53・1・31大阪高裁判決 此花電報電話局事件。同事件上告審昭57・3・18最高裁第一小法廷判決も同旨)。

ただし、労働者が年次有給休暇の時季を指定する時期の制約については、使用者が時季変更権を使用者が行使するか否かについては事業の規模、内容、当該労働者の担当する作業の内容、性質、作業の繁閑、代行者の配置の難易、労働慣行等諸般の事情を考慮して客観的に判断すべきである(昭53・1・31大阪高裁判決 此花電報電話局事件)とされています。

# 日刊新聞拾い読み(五〇六月)

## コロナ相談目安

「誤解」では済まされぬ (5月12日朝日社説)

発熱が37.5度や4日間満たないとして、保健所などに相談しても専門外来を案内してもらえない事例が相次いでいたが、軽症者が急変する事例もあり、「軽い風邪症状が続く」場合も厚労省は相談対象とした。

受診を促す措置は改善に違いない。一方で、加藤厚労相は記者会見で、「目安」に過ぎないものが「基準」のように扱われたとして、「我々から見れば誤解だ」と語っ

た。「誤解した側」に問題があると言わなければかりではないか。今回の「コロナ対応で、安倍政権が国民ときちんと意思疎通できていないことをあぶりだした。

## 黒川検事長の辞職 異例の人事が醜態招いた

(5月22日毎日社説)

前例のない決定で停年を延長されていた黒川・東京高検検事長が辞表を出した。記者と賭けマージャンをしていたとの報道を認めた。

## コロナ会議録の不在

(6月4日読売)

医療関係感染1590人 (6月4日読売)

医療関係感染1590人 (6月4日読売)

(6月3日毎日社説)

政府が新型コロナウイルス感染症への対策を検討する専門家会議の議事録を作っていないことが批判が出ている。政府は「発言者が特定されると自由で率直な議論ができない」と説明するが当の専門家からも作成を求める声が上がっている。政府の立案や決定の過程を記録し、国民への説明責任を果たすことは当然の対応だ。

## 県内医療機関が減収

(6月5日毎日)

新型コロナウイルス以外の患者を診察する県内の医療機関や歯科医院が、外来患者の減少や減収に直面し

医療関係感染1590人 (6月4日読売)

(6月3日毎日社説)

全国の自治体が公表した新型コロナウイルス感染者のうち、医師や看護師といった「医療関係者」が少なくとも1590人に上ることが読売新聞の集計で分かった。医療関係者のうち、職種がわかる816人の内訳は、「看護職」が498人と61%、医師は223人、医療事務職員が44人。歯科医や薬剤師、理学療法士、放射線技師らが感染したケースもあった。

## 専門家会議 最後の提言政府は胸に

(6月25日朝日社説)

政府の新型コロナウイルス対策に医学見地から助言してきた専門家会議を廃止し、新たな会議体を設けると、西村担当相が表明した。当の専門家会議には改組の発表が伝えられていなかったというのだから驚く。知らずに会見を開いた座長らは、自省も込めつつ、政策に責任を負うのは政府であり、

医療関係感染1590人 (6月4日読売)

## ◆その運用での留意点

- ①期限を過ぎた申請を減らす工夫を労使ともに行う。
- ②「シフト調整等が難しくなる」の理解を深める十分な説明を行う。
- ③就業規則の記載として、「原則として」を記載する。現実の対応としても病気の等の場合の当日の申請は認めているので。
- ④最後に就業規則の周知義務がありますから、「就業規則を見たことがない」等々の発言が出ないようにしていただく。



# 理事会だより

## 6月理事会

協会組織、共済募集状況の報告がされた  
 ・第39回定期総会の進行、新役員候補の確認、決議案の確認がされた  
 ・四国新聞への歯科意見広告掲載について報告された  
 ・コロナ影響会員アンケート結果を基にした県への要請実施報告と、第3弾の実施予定について報告提案がされた。アンケートは一旦終了し、第2波等の状況により対応を検討する

・当面の日程・予定について確認された

## 協会活動日誌

6月  
 12日(金) 歯科部会(協会事務所)  
 21日(日) 理事会(社会福祉総合センター)  
 21日(日) 第39回定期総会(社会福祉総合センター)

## あとがき

緊急事態宣言解除後、新型コロナウイルスの感染者数が再び増加している。やはり、感染拡大の防止と経

済活動の両立はなかなか難しい。ワクチンや治療薬が開発されるまで、検査と隔離を進めるしか方法がないように思える。自分自身や家族・スタッフを感染から守るために、感染予防の意

識を常に高く持ち続ける事が必要だが、同時に、今後感染から回復した方への差別や偏見を無くすような心の持ち方も必要だと思う。(阿)

○法律相談 要予約  
 弁護士 平井功祥先生  
 日時 8月6日(木) 午後2時~3時半  
 場所 平井法律事務所 (高松市丸の内7-17)  
 ※事前に保険医協会へお申し込み下さい。  
 ※相談時間は一人30分程度です。  
 ※30分の相談は無料ですが、その後は弁護士とご相談下さい。

○税務相談 要予約  
 日時 8月20日(木) 午後2時~3時半  
 場所 佐藤克哉税理士事務所 (高松市上福岡町758-8)  
 ※事前に保険医協会へお申し込み下さい。  
 ※相談時間は一人30分程度です。  
 ※30分の相談は無料ですが、その後は税理士とご相談下さい。  
 ※税務調査のご相談は協会まで



# Part 79 診察室の窓から ニュー・ノーマル

高松市 三木 武寛

大雨の被害、新型コロナウイルスの第2波ともいえる感染者数の増加。今年の日本はどつしってしまったのだろう。そんなことを考えさせられる日々を送っている。緊急事態宣言下では患者の受診離れや、物資不足などわれわれ医療機関

においてもこれまで経験したことのない事態となった。また飲食業、観光業を中心に需要は落ち込み経営が続けられない企業、店舗が続出している。私自身が昔から通っていたお店も数件閉店を余儀なくされた。もつあの味が楽しめな

いのか、あのお店の雰囲気、味わえないのかと思いつても寂しく感じる。毎年楽しみにしていたイベントも軒並み中止。仕方がないことと分かっている。大きな楽しみが奪われていく悲しみは計り知れない。このよつなオールドノーマルにはもう完全には戻れないのだろうか。多くの課題のある現状では全く以前と同じというわけにはいかないだろう。感染対策を重視した新たな常識の

もつで、このように活路を見出していか。あらゆる可能性を模索しなければいけない。私たちの周辺で一番大きく変わったのは、いろいろな会合、会議がWebを用いて開催されるようになったことではないだろうか。香川県保険医協会においても一部Web参加という形で三密を避ける体制での理事会を開催し、YouTubeを用いた勉強会なども実験的に行った。また、私が担当している衛生士学校の授業もWeb上で録画したものを配信するという形で行っ

た。最初は目の前に受講する人がいなくてパソコンの画面に向かって語り掛けることに抵抗があったが、徐々に慣れていき今では違和感がなくなった。受講する側もつい聞き逃してしまったところをもう一度再生して見直すことができ、試験前に何度も確認できるなど利点が多いように思う。このようにニューノーマルになりつつあるものがこれからたくさん生まれるだろう。でもいつか楽しかったオールドノーマルも味わいたい。新旧の価値観がうまく融合された未来に期待する。

**新刊書籍のご案内**

医科保険診療の研究 (2020年4月版)  
 診療報酬点数の算定方法、窓口対応等を分かりやすく解説しています。

定価6,000円  
 会員価格4,800円

医科歯科合同セミナーのご案内	税務セミナーのご案内	歯科臨床懇話会のご案内
<p><b>水疱症と口腔病変</b></p> <p>日時: 2020年8月1日(土) 19:00~20:30            講師: 大日 輝記先生 (香川大学医学部皮膚科学講座教授)            会場: 高松シティホテル (高松市亀井町8-13)</p>	<p><b>新型コロナ感染症の影響に伴う医療機関で使える助成金・融資・支援制度の説明</b></p> <p>日時: 2020年8月2日(日) 14:00~16:00            講師: 佐藤 克哉先生 (佐藤克哉税理士事務所) 小西 輝佳先生 (小西輝佳社会保険労務士事務所)            会場: 高松市ヨット競技場管理棟2階大会議室 (高松市浜ノ町67番1号)</p>	<p><b>マスターしたい口腔外科手術とインプラント治療のための基本/基礎 A to Z</b></p> <p>日時: 2020年8月12日(水) 20:00~22:15            講師: 菅野 貴浩先生 (島根大学医学部歯科口腔外科学講座准教授)            会場: 高松シティホテル (高松市亀井町8-13)</p>